

令和 2 年度の高知県における被措置児童等虐待の状況等について

児童福祉法第 33 条の 16 及び同法施行規則第 36 条の 30 の規定により、令和 2 年度に高知県において対応した被措置児童等虐待の状況等について公表します。

1 虐待事案受理及び認定の状況

| 前年度からの 継続事案の件数 | 令和 2 年度 受理件数 | 認定結果 | | 次年度継続 |
|-------------------|-----------------|------|------|-------|
| | | 虐待該当 | 非該当 | |
| 1 件 | 16 件 | 1 件 | 17 件 | 4 件 |

※ 1 件の受理件数の中に複数の事案が含まれている場合があり、受理件数と認定結果の件数は合致しません。

2 被措置児童等虐待事案の状況

| 施設等の種別 | 施設職員等の 種別 | 虐待の種別 | 被害児童 | |
|--------|--------------|-------|------|-----|
| | | | 男児 | 女児 |
| 里親等 | 里親 | 性的虐待 | — | 1 名 |

3 虐待事案に対し県が講じた措置

里親名簿登録抹消

【参考】

○ 児童福祉法

第 33 条の 16 都道府県知事は、毎年度、被措置児童等虐待の状況、被措置児童等虐待があった場合に講じた措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

○ 児童福祉法施行規則

第 36 条の 30 法第 33 条の 16 の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 次に掲げる被措置児童等虐待があった施設等の区分に応じ、それぞれに定める施設等の種別

イ 小規模住居型児童養育事業及び里親 里親等

ロ 乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設 社会的養護関係施設

ハ 障害児入所施設及び指定発達支援医療機関 障害児施設等

ニ 法第 12 条の 4 に規定する児童を一時保護する施設又は法第 33 条第 1 項若しくは第 2 項の委託を受けて一時保護を行う者 一時保護施設等

二 被措置児童等虐待を行った施設職員等の職種